

第8回大鰐町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年7月12日（金）13時30分～14時00分

2. 開催場所 大鰐町役場 議場

3. 出席委員 14人

会長	10番	高橋藤人	委員	境 祐二	推進委員
会長職務代理者	9番	土岐 工	委員	大川 元樹	推進委員
	1番	三上 豊	委員	山中 寛幸	推進委員
	2番	浅利 力	委員	山口 努	推進委員
	3番	佐々木清春	委員		
	4番	外崎 雅彦	委員		
	5番	三浦 隆彦	委員		
	6番	藤田 重孝	委員		
	7番	須藤美恵子	委員		
	8番	原子 一行	委員		

4. 議事日程

議案第16号	農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について
議案第17号	農用地利用集積計画書の決定について
報告第15号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受領について
報告第16号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第17号	令和5年度「農業委員会の最適化活動の実施状況及び目標の達成状況について」の公表について

5. 農業委員会事務局職員

局長 森山 雄一朗 次長 齋藤 孝嗣 主事 白戸 優之

6. 会議の概要

齋藤次長 大鰐町農業委員会憲章唱和を行ないますので、皆様ご起立下さい。

森山局長 ただ今から、第8回大鰐町農業委員会総会を開催致します。
高橋会長、挨拶の方をお願いします。

会 長 (挨拶)

森山局長 会長ありがとうございました。引き続き進行の方をお願いします。

議 長 本日は、委員15名中14名の出席ですので、総会は成立しております。
議事録署名委員の指名ですが、私から指名させて頂いてご異議ありませんか。

委 員 異議なし

議 長 それでは、私の方から指名致します。
8番の原子一行委員と、1番の三上豊委員にお願い致します。

それでは、議事に入ります。議案第16号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請についてですが、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により整理番号1番から3番までを行い整理番号4番については、私は一旦退出になります。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第16号について説明いたします。
(P1) 整理番号1番は、蔵館字古館の畑1筆3,615㎡を年間50,000円で5年間賃貸借する申請です。
整理番号2番は、居土字田ノ沢の田2筆1,387㎡を10年間使用貸借する申請です。
整理番号3番は、駒木字駒木平の田2筆6,459㎡を300,000円で売買する申請です。
いずれも農地法第3条の許可要件を満たしていると考えられます。

議 長 整理番号1番から3番について、質問・意見等ありませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので、整理番号1番から3番については、原案のとおり許可することに致します。

議 長 ここで、議長を会長職務代理者である、土岐委員に交代します。

(高橋委員 退出)

土岐代行 それでは、整理番号4番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (P2) 整理番号4番は、苦木字豊田の田1筆398㎡を40,000円で売買する申請です。

いずれも農地法第3条の許可要件を満たしていると考えられます。

土岐代行 整理番号4番について、質問・意見等ありませんか。

委員 異議なし

土岐代行 異議がないようですので、整理番号4番は、原案のとおり許可することに致します。

続きまして、議案第17号農用地利用集積計画書の決定についてですが、引き続き議事参与の制限により高橋委員には退出のまま整理番号16番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第17号について説明いたします。

(P3) こちらは、大鰐町長より、農用地利用集積計画を定めた旨の通知がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものです。

(P5) 整理番号16番は、唐牛字杉ノ木の畑2筆3,345㎡を弘前市の方から苦木地区の方へ売買により所有権移転するものです。

土岐代行 整理番号16番について、質問・意見等ありませんか。

委員 異議なし

土岐代行 異議がないようですので、整理番号16番については、原案のとおり決定することに致します。
ここで、議長を交代いたします。

(高橋委員 入室)

議長 続きまして、整理番号17番から18番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (P6) 整理番号17番は、居士字東田の田3筆2,236㎡を居土地区の方から同地区の方へ売買により所有権移転するものです。

(P7~8) 整理番号18番は、苦木字豊田の田1筆2,815.32㎡を農地中間管理事業により、年間25,000円で10年間賃貸借するものです。

整理番号17番から18番について、質問・意見等ありませんか。

委員 異議なし

議長 異議がないようですので、整理番号17番から18番については原案のとおり決定することに致します。

続きまして、報告第15号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第15号について説明いたします。
(P10) 今回の受理は、5件で田が3筆、畑が7筆の計10筆20,019㎡が相続されました。

議長 報告第15号について、質問・意見等ありませんか。

委員 異議なし

議長 異議がないようですので、報告第15号は原案のとおり受理することに致します。

続きまして、報告第16号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第16号について説明いたします。
(P11) 今回の受理は、2件です。農地法第3条により、賃貸借をしていた農地を合意解約したものです。

議長 報告第16号について、質問・意見等ありませんか。

委員 異議なし

議長 異議がないようですので、報告第16号は原案のとおり受理することに致します。

続きまして、報告第17号、令和5年度「農業委員会の最適化活動の実施状況及び目標の達成状況について」の公表について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第17号について説明いたします。
(P13) 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、中南地域県民局を経由し、県構造政策課へ報告するため、公表するものです。

議長 報告第17号について、質問・意見等ありませんか。

委員 異議なし

議長 異議がないようですので、報告第17号は原案のとおり公表することに致します。

これで、全ての議案の審議が終了しました。ご協力ありがとうございました。以上をもちまして、第8回総会を閉会致します。